高浜町　木造住宅耐震改修促進事業（耐震改修）補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地震の際の木造住宅の倒壊等による被害を軽減し、住民の安全性の確保を図るため、木造住宅の耐震性の向上に資する事業として、その所有者に対して町が必要な補助を行うことにより、木造住宅の耐震改修の促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）木造住宅　高浜町内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法または枠組壁工法による自ら居住するために所有する一戸建て木造住宅（併用住宅で、延床面積の２分の１以上が住宅の用に供されているものを含む。）で３階建て以下のものをいう。

（２）耐震診断（一般診断法）　一般財団法人日本建築防協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づいて行う耐震診断をいう。

（３）耐震診断（伝統耐震診断法）　地盤と建物の固有周期、共振性能係数、最大振幅応答倍率を計測、解析して行う耐震診断をいう。

（４）診断評点　耐震診断（一般診断法）により算出される上部構造評点をいう。

（５）評価指数　耐震診断（伝統耐震診断法）により算出される動的耐震性能評価指数をいう。

（６）耐震改修工事　木造住宅の耐震性の向上を目的とした補強工事をいう。

（７）補強計画　耐震改修工事を行うための計画で、改修後の診断評点を算出したものをいう。

（８）耐震診断士　福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、福井県知事から登録を受けた者をいう。

（９）伝統耐震診断士　第３号に規定する耐震診断を行う能力を有すると認められる者をいう。

（１０）特定居室　直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居室のうち、最低１室以上を含む範囲で、１階にあるものをいう。

（１１）部分診断評点　部分的な耐震改修工事を行う範囲において耐震診断（一般診断法）に準じて算出される構造評点をいう。

（１２）住宅耐震化緊急促進アクションプログラム　社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画をいう。

（１３）代理受領制度　町が交付する補助金を補助対象者に代わり耐震改修工事を実施した事業者が受け取れる制度をいう。

（１４）耐震シェルター　地震による建築物の倒壊等の被害から生命を保護することを目的として、木造住宅内に設置する装置をいう。

（補助対象者）

第３条　この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

（１）補助対象となる木造住宅に居住するまたは耐震改修後に居住を開始する個人所有者（ただし、特段の理由により所有者が耐震改修工事を実施できない場合は、町長が適当と認める者）

（２）高浜町税の滞納がない者

２　国または地方公共団体等の他の補助事業により補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

（補助対象となる住宅）

第４条　補助の対象となる木造住宅は、高浜町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱等に基づく耐震診断を行い、診断評点が１．０未満または評価指数が３０を超えるものとする。

（補助対象となる耐震改修工事（一般診断法））

第５条　補助の対象となる耐震改修工事は、改修後の診断評点が改修前の診断評点を上回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

（１）住宅全体の耐震改修工事で、改修後の診断評点が１．０以上となるものまたはこれと同等以上の耐震性能を有するもの。

（２）（１）による耐震改修工事の実施が困難な場合で、改修後の診断評点が０．７以上となるもの。

（３）特定居室を対象とした部分的な耐震改修工事で、以下の要件を満たすもの。

①　改修後の部分診断評点が１．５以上となるもの。

②　特定居室に影響のある基礎および床の仕様が、一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている仕様Ⅰまたは仕様Ⅱを満たすもの。（改修後に仕様を満たすものを含む。）

③建物全体の１階の診断評点が０．４以上となるよう努めること。

２　前項第１号および第２号の改修後の診断評点ならびに第３号の改修後の部分診断評点は、耐震診断士が行った補強計画によるものとする。

３　第１項各号の耐震改修工事は、耐震診断士が工事監理を行い、前項の改修後の診断評点とおりの耐震性能があることを、工事完了後に耐震診断士が証明するものとする。

（補助対象となる耐震改修工事（伝統耐震診断法））

第６条　補助の対象となる耐震改修工事は、伝統耐震診断士が行った補強計画によるものとし、改修後に診断評点１．０以上と同等以上の耐震性能を有するものとする。

２　前項の耐震改修工事は、改修後に耐震性能があることを伝統耐震診断士が再度耐震診断を行うことにより確認するものとする。

（補助対象となる耐震シェルターの設置）

第７条　補助の対象となる耐震シェルターは、公的機関により安全性の評価を受けたものとし、過去に耐震改修工事の支援を受けていない木造住宅に設置するものであることとする。

２　次の各号のいずれかに該当する費用は、補助の対象としない。

1. 耐震シェルターの設置において工事請負契約を締結しないもの
2. 耐震ベッド、防災ベッド等の購入・設置
3. 耐震テーブル、防災テーブル等の購入・設置

（補助金の額）

第８条　補助の対象は耐震改修工事に要する費用とし、補助金の額は以下のとおりとする。

（１）第５条第１項各号および第６条第１項の耐震改修工事（一般診断法）

耐震改修工事に要する費用（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、２００万円を限度とする。）とする。

（２）第６条第１項の耐震改修工事（伝統耐震診断法）

耐震改修工事に要する費用（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、３００万円を限度とする。）とする。

（２）第７条第１項の耐震シェルターの設置

耐震シェルター設置工事に要する費用に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、２００万円を限度とする。）とする。

２　前項に規定する県の補助金の対象となる費用は、耐震改修工事および耐震シェルターの本体およびその設置工事に要する費用とする。

（申込書の審査）

第９条　この補助金を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金申込書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、第１項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、選定結果を高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金選定結果通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　対象者は、前項の通知がある前に耐震改修工事に着手してはならない。

（変更および辞退）

第１０条　前条第２項の通知を受けた対象者が、申込みの内容を変更する場合は、高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　前条第２項の通知を受けた対象者が、申込みを辞退する場合は、すみやかに高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金辞退届（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（工事の期間）

第１１条　対象者は、別に定める日までに耐震改修工事または耐震シェルターの設置工事を完了しなければならない。

（工事の完了および補助金の交付申請等）

第１２条　対象者は、耐震改修工事が完了したときは、すみやかに高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、審査を行い、適合すると認めたときは、補助金交付の決定および額の確定を行い、対象者に対して高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（補助金の請求および支払い）

第１３条　対象者は、前条第２項の通知を受けたときは、すみやかに高浜町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付請求書（[様式第８号](#y9)）を町長に提出しなければならない。

２　代理受領制度を利用する場合は前号の書類に併せて、代理受領委任状（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、前１号の規定により補助金の請求を受けた場合には、すみやかに対象者に対して支払いを行うこととする。

（調査等）

第１４条　町長は、この要綱に基づく耐震改修工事等に関して必要な調査を行うことができる。

（交付の取消し）

第１５条　町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第９条第２項の選定、または第１２条第２項の交付決定を取り消すことができる。

（１）虚偽の申込みや申請、その他の不正行為によって、選定や交付決定を受けたとき。

（２）その他、町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第１６条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部または一部を返還させるものとする。

（書類の保管）

第１７条　対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（個人情報の利用目的）

第１８条　町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国および県へ提供することができる。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

　　この要綱は、令和　６年　７月　１日から施行する。